

【新旧対照表 修正箇所のみ（3 ページ）】

新	旧
第2 区民住宅及び駐車場並びに共同施設の保全、修繕及び改良に関する業務 1 区民住宅の維持管理業務 指定管理者が行う「区民住宅及び駐車場並びに共同施設の保全、修繕及び改良に関する業務」及び「使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関する業務」とは、次に掲げる(1)～(4)の業務をいい、以下「維持管理業務」といいます。 維持管理業務の範囲については、別表1「大田区民住宅管理業務一覧」を参照してください。 (1) 計画修繕業務 計画修繕業務とは、区営住宅の適正な維持管理及び長寿命化、又は入居者の生活上の支障及び事故の防止、並びに生活向上等を図ることを目的とした工事をいいます。 計画修繕業務は、「大田区営住宅等長寿命化計画」に基づき計画される工事、毎年度ごとに、住宅の建設経過年数及び施設、設備の設置経過年数を算出基礎とした老朽度、並びに入居者の要望等を基本に、区が区の予算の範囲内においてその施工項目（別表2「計画修繕の概要」参照）を決定します。 指定管理者は、施工に際して安全上又は品質確保上必要な監督を行います。 なお、計画修繕工事については、工事の質を確保しつつ計画修繕工事全般の費用の適正化に努めなければなりません。	第2 区民住宅及び駐車場並びに共同施設の保全、修繕及び改良に関する業務 1 区民住宅の維持管理業務 指定管理者が行う「区民住宅及び駐車場並びに共同施設の保全、修繕及び改良に関する業務」及び「使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関する業務」とは、次に掲げる(1)～(4)の業務をいい、以下「維持管理業務」といいます。 維持管理業務の範囲については、別表1「大田区民住宅管理業務一覧」を参照してください。 (1) 計画修繕業務 計画修繕業務とは、区民住宅の適切な維持管理及び長寿命化、又は入居者の生活上の支障及び事故の防止、並びに生活向上等を図ることを目的とした工事をいいます。 計画修繕業務は、「大田区営住宅等長寿命化計画」に基づき計画される工事、毎年度ごとに、住宅の建設経過年数及び施設、設備の設置経過年数を算出基礎とした老朽度、並びに入居者の要望等を基本に、区が区の予算の範囲内においてその施工項目（別表2「計画修繕の概要」参照）を決定します。 指定管理者は、計画修繕の予定時期に達した施設については、事前に現地調査を行い、劣化調査報告書を提出するものとします。劣化調査報告書の内容について、区担当者と打ち合わせのうえ、作業内容の詳細を決定します。また、区担当者が提供する補修履歴等をもとに長期修繕予定表を作成し、作業内容決定時に補助資料とします。 指定管理者は、施工に際して安全上又は品質確保上必要な監督を行います。 なお、計画修繕工事については、工事の質を確保しつつ計画修繕工事全般の費用の適正化に努めなければなりません。